

と き 平成29年9月28日
と ころ 小牧市役所 301会議室

小牧市農業委員会議事録

小牧市農業委員会

第10回小牧市農業委員会総会議事録

1 開会の日時と場所

平成29年9月28日(木) 午前9時30分
小牧市役所 301会議室

2 出席した農業委員

1番	長田 宏	2番	舟橋 稔
3番	亀谷 一夫	4番	落合 茂光
5番	酒井 美代子	6番	山田 利宏
7番	石田 昭代	8番	堀尾 咲子
9番	熊澤 大	10番	伊藤 茂之
11番	伊藤 初美	12番	山田 貴史
13番	川橋 宗之	14番	舟橋 昭治

3 出席した農地利用最適化推進委員

1番	小島 辰己	2番	志村 洋明
3番	関戸 士郎	4番	永井 了
5番	仲村 和隆	6番	西尾 満
7番	長谷川 敏光	8番	船橋 稔
9番	堀尾 利徳	10番	松浦 勝
11番	宮田 文男	12番	安田 喜治

4 欠席した農業委員

なし

5 出席を求められた職員

小牧市農業委員会事務局長	余 語 智
小牧市農業委員会事務局係長	藤 田 益 雄
小牧市農業委員会事務局主事	永 田 智奈未
小牧市農業委員会事務局主事補	松 井 雅 仁

議 長

本日は、出席者14名、欠席者0名で、委員の過半数が出席ですので、規則第7条に基づき本総会は成立いたします。また、本日傍聴人はございません。

それでは、ただ今から議事に入ります。議事に先立ち、規則第21条第2項に基づき、議事録署名者を指名させて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異 議 な し)

議 長

異議なしと認め、議事録署名者は、6番山田利宏委員、7番石田昭代委員にお願いいたします。

(午前9時30分)

議 長

ただいまから、議事に入ります。

第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請の決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 1ページをお願いします。

第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請の決定について説明します。件数は2件です。

番号1在住のが、在住のの所有する、三ツ渕原新田字北申塚337番1 外2筆 田 1,229㎡を開発予定である自作農地の代替地として、取得しようとするものです。

許可要件の検討結果について説明します。

①農地を効率的に利用しない場合の権利取得の禁止について、農機具は耕運機、トラクター、バインダー、噴霧器を所有しています。自宅から申請までの通作距離は約0.7km、車で3分で通える距離であり、農作業暦は50年です。所有農地に無断転用等もなく、問題ないと考えます。

②農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止について、年間の農業従事日数は200日ですので、問題ないと考えます。

③下限面積制限について、申請者の現在の耕作農地面積は10,299.09㎡であり、本市の下限面積である2反を超えているため問題はないと考えます。

④周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼす場合の権利取得の禁止について、申請地は . . . の所有地の隣接地でもありますので、支障はないと考えます。

番号2在住のが、在住のの所有する、本庄字申新田1387番 田 945㎡を営農拡大のため、取得しようとするものです。

許可要件の検討結果について説明します。

①農地を効率的に利用しない場合の権利取得の禁止について、農機具は耕運機、トラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。自宅から申請地までの通作距離は約1.4km、車で5分で通える距離であり、農作業暦は20年です。

②農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止について、年間の農業従事日数は250日ですので、問題ないと考えます。

③下限面積制限について、申請者の現在の耕作農地面積は10,299.09㎡であり、本市の

下限面積である2反を超えているため問題はないと考えます。

④周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼす場合の権利取得の禁止について、申請地は・・・の耕作地の近隣に位置します。支障はないと考えます。

再度、①農地を効率的に利用しない場合の権利取得の禁止、に戻ります。

所有農地に無断転用等があると3条許可ができませんが、・・・の所有地のうち上末字道場568番1 畑 326㎡の一部が、現在砂利敷きの駐車場となっています。過去に農転の許可も取っておらず、無断転用であるため、このままだと3条の許可ができかねることを申請者に伝えたところ、10月初めには畑へ戻すこととなりました。その他の要件は問題なく満たしていることから、今回の3条許可については、この無断転用地が農地へ復元されたことが確認でき次第、許可をおろすこととしたいと考えます。

以上、件数2件、田 2,174㎡ 総面積 2,174㎡です。

議 長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

【質問、意見なし】

議 長

他に質問もないようですので、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長

全員賛成ですので、許可と決定いたします。

議 長

次に、第38号議案 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 3ページをお願いします。

第38号議案 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について説明します。件数は2件です。

番号1 ・・・在住の・・・が、自身の所有する、下小針中島二丁目9番1 畑 275㎡ に自己用住宅を建築しようとするものです。

この農地については、北里市民センターから300m以内の農地であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

申請者は現在、借家にて妻と子供2人の4人で住んでおりますが、子供の成長につ

れて手狭になってきたため、実家に程近く自身の所有する申請地において自己用住宅を建築しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金と借入金、平成29年11月6日着工、建蔽率30.66%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号2在住のが、自身の所有する、多気中町 291 番 畑 439㎡ に駐車場を造成しようとするものです。

この農地については、街区内の宅地率 93.4%であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

申請者は申請地にのでありますに隣接する申請地を昭和41年に名古屋高速道路の新設工事による砂利の保管場所として提供していました。高速道路の工事完了後、申請地に砂利が敷き詰められた状態で返還され、以後付近の住民に駐車場として口約束で貸していたものであり、農地法に違反していることが判明したため事後申請しようとするものです。

他の検討事項については、利用率 100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。この土地は、先に述べたように昭和41年の名古屋高速道路の新設工事の工事完了以後、駐車場として利用されていたものであり、追認というかたちで、今回の転用申請を機に、是正したいと考えます。

しかし、今案件は申請時において書類不足であったため事務局では許可判断不能と致しました。

以上、件数2件。田 0㎡、畑 714㎡、総面積 714㎡です。

議長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

伊藤初美委員

番号2は、雑種地に見えますが、農地なのですか。

事務局

農地法は、現況及び登記地目が農地の場合に適用されます。番号2の現況は駐車場として使われており、農地ではありませんが、登記が農地であり、農地法が適用されます。現在は、無断転用の状態です。

落合委員

番号2は、不許可ということですが、受付の段階で断れなかったのですか。

事務局

行政手続法により、受付を断ることはできませんが、指導により書類の提出を求め、提出しない意向でしたので、今回このような形となりました。

【質問、意見なし】

議長

他に発言はないようですので、事務局案のとおり賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、事務局案のとおり意見決定します。

次に、第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 5ページをお願いします。

第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について説明します。件数は9件です。

番号1 高根二丁目に本社を置く、千成工業株式会社が、・・・・・・在住の・・・・・・が所有する、高根二丁目420番 登記地目 宅地 現況 畑 493㎡を所有権移転し、駐車場を造成しようとするものです。

この農地については、住宅等が連たんしている区域に近接し、その規模が10ha未満であることから第2種農地と判断されますが、『周辺の他の土地を利用することでは事業目的を達成することができないもの』であるため、農地法の立地基準は満たしているものと考えます。

千成工業は製造業を営んでおります。現在、社員10名で経営していますが十分な従業員用と来客用の駐車場を確保できていない状態であります。また、業績も伸びてきているため、新たな社員の雇用も考えており、駐車場の確保が急務となっております。そこで、本社に近接する申請地を取得して駐車場を造成しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金、平成30年2月1日着工予定、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号2 小木東三丁目に小牧合材工場を置く、大成ロテック株式会社が、・・在住の・・・・・・が所有する、小木南一丁目3番1 田 359㎡を賃借権設定し、駐車場を造成しようとするものです。

この農地については、住宅等が連たんしている区域に近接し、その規模が10ha未満であることから第2種農地と判断されますが、『周辺の他の土地を利用することでは事業目的を達成することができないもの』であるため、農地法の立地基準は満たしているものと考えます。

大成ロテックは東京都新宿区に本店をおき、昭和22年から合材の製造販売、リサイ

クル業を営んでいます。大成ロテック小牧合材工場では、アスファルトやコンクリートガラをもとに再生加熱アスファルト混合物や、再生路盤材を製造しています。持ち込みダンプの台数が多いため、待機駐車場として近隣の雑種地を借用していますが、土地所有者から返還を求められたため、新たな待機場所が必要となり、工場に近接する、申請地を転用して駐車場として利用しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金、平成29年11月1日着工予定、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号3 神奈川県伊勢原市が本社の有限会社届晋運輸が、・・在住の・・・・が所有する、小木南二丁目75番1田 1,583 m²を賃借権設定し、駐車場を造成しようとするものです。

この農地については、住宅等が連たんしている区域に近接し、その規模が10ha未満であることから第2種農地と判断されますが、『周辺の他の土地を利用することでは事業目的を達成することができないもの』であるため、農地法の立地基準は満たしているものと考えます。

届晋運輸は一般貨物自動車運送業を営んでおります。現在本社の他に関東及び関西に営業所があるものの中間の愛知県に営業所がない中で、今般、取引先から強い要望で愛知県内を中心とする業務を受託することになりました。いまだに中部圏には拠点となる営業所がないことから、交通アクセスの良い藤島町梵天70番地（市街化区域内）に営業所を借りました。その付近で大型トラックを駐車することが出来る土地を探したところ、営業所から約1.0Kmで大型トラック18台分を駐車することが可能な申請地を借用し駐車場として転用しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金、平成29年11月1日着工予定、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号4 南外山に本店を置く 社会福祉法人すずかけ福祉会が、・・在住の・・・・が所有する、小針二丁目363番1畑 190 m²を使用賃借権設定し、障害者共同生活援助施設（グループホーム）を建築しようとするものです。

この農地については、街区内の宅地率が52%であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

すずかけ福祉会は生活介護事業所やグループホームなどの社会福祉施設を運営しています。近年、施設利用者の保護者の高齢化に伴う生活への不安が年々高まっており、グループホームへの入所を希望する方が増加しています。すずかけ福祉会の運営するグループホームはすでに定員を満たしており現在待機状態になっているため、新たなグループホームの建設が急務となっています。そこで、既存敷地に隣接している申請地を借用し新たな障害者共同生活援助施設（グループホーム）として転用しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金と国、県、市からの補助金、平成29年12月1日着工予定、建蔽率41.59%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号5 春日井市に本社を置く株式会社アセットインベストメントが、・・・・・・
在住の・・・・が所有する、大草字五反田 2206 番 畑 1,549 m²を使用貸借権設定し、
太陽光発電設備を設置しようとするものです。

この農地については、『農振農用地以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地及びオの第2種農地のいずれにも該当しない農地』であることから第2種農地と判断されますが、『周辺の他の土地を利用することでは事業目的を達成することができないもの』であるため、農地法の立地基準は満たしているものと考えます。

アセットインベストメントは太陽光発電事業を営んでおります。現在、本申請地付近に3箇所太陽光発電設備を設置して太陽光発電事業を行っています。安定した収益が今後も見込めるため、申請者であるアセットインベストメントの代表取締役の玉井幸子の所有する農地で現在耕作放棄地の状態にある申請地を転用し、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金と借入金、平成29年11月1日着工予定、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号6 入鹿出新田に本社を置く星電気株式会社が、・・・在住の・・・・・・が所有する、入鹿出新田字村西 610 番 1 外 1 筆 畑 1,627 m²を所有権移転し、駐車場を造成しようとするものです。

この農地については、街区内の宅地率が74.9%であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

星電気は電子部品販売業を営んでおります。近年、海外にも工場を設けるなど、事業活動を展開し規模を拡大してきました。それに伴い本社の従業員数も増員され、今後もさらに増員が見込まれています。従業員の交通手段は自家用車での通勤がほとんどであるため、保有する駐車場の台数を上回っており、来客用駐車場を使わざるを得ない状態になっており駐車場の確保が急務となっております。そこで、本社に近接する申請地を取得して駐車場を造成しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金、平成29年11月1日着工予定、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号7 三ツ渚に本社を置く成田養魚園株式会社が、・・・在住の・・・・が所有する、三ツ渚字新田前 2247 番 1 田 453 m²を賃借権設定し、駐車場を造成しようとするものです。

この農地については、街区内の宅地率が46.8%であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

成田養魚園は観賞魚の販売業を営んでおります。現在、園内では毎月イベントやオークションなど行い県外や海外からもお客様が来場しています。来場される方のほとんどが公共交通機関が不便であるということもあり、自家用車で来場されます。その際、来客用駐車場が不足し、お客様に不便をかけていることから新たな駐車場が必要と考え、本店に程近い申請地を転用して駐車場として利用しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金、平成29年11月1日着工予定、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号8 三ツ渚に本社を置く株式会社浅田建設が、・・・在住の・・・が所有する、三ツ渚字新田前 2230 番 1 田 390 m²を所有権移転し、資材置場及び作業場を造成しようとするものです。

この農地については、街区内の宅地率が46.8%であることから、第3種農地と判断され、基本的には許可ができる立地となっております。

浅田建設は土木工事業を営んでおります。現在本社付近に3箇所の資材置場を所有しています。そのうちの一つが資材が増え十分な作業スペースが確保できない状況であるため既設資材置場に隣接する申請地を取得して資材場及び作業場を造成しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金、平成29年11月1日着工予定、利用率100%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

番号9 西之島に本社を置く株式会社エヌラインが、・・・在住の・・・が所有する、多気西町 316 番 外 6 筆 田 6,352 m²を所有権移転し、配送センター及び倉庫を建築しようとするものです。

この農地については、住宅等が連たんしている区域に近接し、その規模が10ha未満であることから第2種農地と判断されますが、『周辺の他の土地を利用することでは事業目的を達成することができないもの』であるため、農地法の立地基準は満たしているものと考えます。

エヌラインは一般貨物自動車運送業を営んでおります。年々荷物量が増加し、現在の施設ではまかないきれない量になってきたため、新たに倉庫業の許可を受けることで事業拡大をしました。本社の倉庫は老朽化が進み耐震の不安や荷捌き場が狭いことにより作業効率が悪くなっているという状況であります。この状況を緩和するためにも新たな倉庫建築を計画した結果、本社に近い小牧市内で必要な規模の倉庫を建築できる広さのある申請地を取得することができたため、申請地を転用し配送センター及び倉庫を建築しようとするものです。

他の検討事項については、資金は自己資金と借入金、平成30年3月1日着工予定、建蔽率43.55%、周辺農地に支障はなく、許可要件を満たしているものと考えます。

以上、件数9件。田 9,137m²、畑 3,859m²、総面積 12,996m²です。

議 長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

伊藤初美委員

駐車場の転用をするのに、前面道路の幅員の規定はありますか。また、駐車場でも排水対策はしますか。

事務局

排水は、雨水関係の法律により調整されております。駐車所の前面道路の幅員の規定は分かりかねますので、調べて次の総会の折に説明しますが、農地法には規定はありません。

【質問、意見なし】

議長

他に発言はないようですので、「やむを得ない」ということに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、「やむを得ない」ということで意見決定します。

次に、第40号議案 農業振興地域整備計画変更の意見決定について、番号1から4までを上程いたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案書 ページをお願いします。

第40号議案 農業振興地域整備計画変更の意見決定について説明します。
件数は6件です。

今回は農振除外の案件が6件となっております。始めに農振除外について、簡単にご説明します。

農業振興地域は、土地の自然的条件、地域人口や地域産業の将来見通し等から、長期的に農業の振興を図って行くべき地域として指定しています。さらに農業振興地域内において、一団の農地等を、農業の生産基盤として、「農用地区域」として指定しています。農業振興地域内の農用地区域に指定されている農地のことを、一般的に「農振農用地」と呼んでいます。

農振農用地に指定されている農地は、基本的には農地以外の利用はできません。しかし、要件を満たす場合は、農用地区域から除外し、転用できる場合があります。

小牧市がこの農振除外などを行う場合、農業委員会の意見を聞かなければならないこととなっております。農業委員会としては、農振除外を行うことによって、農地の利用集積や担い手の経営に支障がないかについて、意見を述べることとなります。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

番号1 春日井市が本店の株式会社 豪美が、・・・・・・・・・・が所有する、多気東町84番 外4筆 田 2,335 m²を所有権移転し、駐車場を整備しようとするものとして説明。

番号2 岩崎原新田が本店の信善運輸株式会社が、・・・・・・・・・・が所有する、多気東町56番3の一部 外1筆 田 51.74 m²を所有権移転し、道路拡幅をしようとするものとして説明。

番号3 ・・・・・・・・・・に在住の・・・・・・・・・・が、・・・・・・・・・・の所有する、岩崎一丁目21番 畑 382 m²を使用貸借権設定し、分家住宅を建築しようとするものとして説明。

番号4 ・・・・・・・・・・在住の・・・・・・・・・・が、・・・・・・・・・・の所有する、多気中町337番の一部 田 986 m²のうち499 m²を使用貸借権設定し、分家住宅を建築するものとして説明。

以上、番号1から番号4まで、田 2,885.74 m²、畑 382 m²、用悪水路 70 m²、総面積 3,337.74 m²です。

議 長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

【質問、意見なし】

議 長

発言はないようですので、「やむを得ない」ということに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、「やむを得ない」ということで意見決定します。

次に、次に、第40号議案の番号5と6を上程いたします。この案件については、山田 利宏委員に関係する案件ですので、本議案中、山田 利宏委員には退席していただきます。暫時休憩とします。

【休 憩】

議 長

休憩を解き議事を再開します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは引き続き、第40号議案の番号5、番号6について説明させていただきます。

番号5と番号6は事業者は異なりますが、申出地は隣同士で、一体で開発しようとするものです。関連があるため、一括して説明させていただきます。

番号5 東京都千代田区が本店の株式会社セブンイレブンジャパンが、・・・・が所有する、高根一丁目309番1の一部 山林(現況宅地) 1,286㎡を賃借権設定し、コンビニエンスストアを建築しようとするものとして説明。

番号6 応時二丁目が本店の有限会社 オガワが、・・・・が所有する、高根一丁目309番1の一部 山林(現況宅地) 403㎡を賃借権設定し、コインランドリーを建築しようとするものとして説明。

以上、番号5から番号6、山林 1,689㎡、総面積 1,689㎡です。

議 長

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

熊澤委員

温室の現況が宅地になっていますが、温室は農地ではないのですか。

事務局

温室やビニールハウスの内部が土であれば農地として見れますが、今回は、内部が舗装してあるので、宅地扱いとなっております。

【質問、意見なし】

議 長

発言もないようですので、「やむを得ない」ということに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、「やむを得ない」ということで意見決定します。山田 利宏委員に関係する案件は終わりましたので、山田 利宏委員の退席を解きます。暫時休憩とします。

【休憩】

議 長

休憩を解き議事を再開します。第41号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、この案件については、私の所属する、尾張中央農業協同組合の関係案件ですので、職務代理に議長を交代します。

職務代理

では、次の第41号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を上程します。本議案中、長田会長には退席していただきます。暫時休憩とします。

【休 憩】

職務代理

休憩を解き議事を再開します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 11ページをお願いします。

第41号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。件数は2件です。

番号1 借り人 尾張中央農業協同組合が、貸し人・・・の所有する、多気東町130番 外1筆 田 1,397㎡に、6年の使用貸借権を設定するものです。

番号2 借り人 アグリ尾張中央が、貸し人 尾張中央農業協同組合の、多気東町130番 外1筆 田 1,397㎡ に、6年の使用貸借権を設定するものです。

利用集積団滑化団体である、農協を介した利用集積です。

なお、使用貸借権の設定期間が6年となっているのは、他の利用権設定がしてある終期を合わせるためです。

総面積は農協の借受けと貸付けの面積を計上して2,794㎡です。

以上件数2件。田 2,794㎡ 総面積 2,794㎡です。

職務代理

ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

舟橋昭治委員

尾張中央農業協同組合の代表理事組合長が子会社であるアグリ尾張中央の代表取締役を兼任されております。事業目的も殆ど類似しており、双方の取引は利益相反取引に抵触するのではないかと。

事務局

今すぐは分かりかねますので、調べて次回総会の折にご説明します。

職務代理

その他、質問・意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

職務代理

他に発言もないようですので、本案件について、原案通り承認することに賛成の方は挙手願います。

【多数の委員挙手】

職務代理

多数の委員が賛成ですので、原案通り承認することに決定します。
尾張中央農業協同組合に関する案件は終わりましたので、長田会長の退席を解き、議長を交代します。暫時休憩とします。

【休 憩】

議 長

休憩を解き議事を再開します。次に報告事項に入ります。
報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告第40号 現況証明願について、報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、報告事案について説明いたします。

議案書 13ページをお願いします。

報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてです。
件数は31件です。

番号1・・・が堀の内二丁目240番 外5筆 田 885㎡ 畑 562㎡に集合住宅を建築しようとするものです。

以下31番まで。田 11,208㎡ 畑 4,906㎡ 総面積 16,114㎡です。

つづきまして、議案書 19ページをお願いします。

報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてです。
件数は17件です。

番号1 株式会社リーフが、・・・の所有する、北外山字神田1580番2 外1筆 畑 421㎡に駐車場を造成しようとするものです。

以下17番まで。田 4,212.26㎡ 畑 1,771㎡ 総面積 5,983.26㎡です。

つづきまして、議案書 25ページをお願いします。

報告第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。
件数は2件です。

農地を維持するため、相続税の納税が猶予される制度があります。猶予を受けるにあたり、様々な条件がありますが、その方が適格である旨の証明を出すものです。猶予を受けたい人が税務署へ提出するための添付書類のひとつです。

番号1 ...の相続が平成28年12月9日に発生し、この相続に伴う納税猶予に関する適格者証明願が、・・・から提出され、現地確認、所有地及び耕作地に関する調査書等で確認しました。

以下2番まで、件数2件 田 1,494㎡、畑 1,758㎡、総面積3,252㎡です。

つづきまして、議案書 27ページをお願いします。

報告第40号 現況証明願についてです。
件数は3件です。

現況証明とは、土地登記簿の地目が「田」、「畑」である土地について、現況が農地法で規程される「農地」に該当していない旨の証明のことをいいます。

証明できる基準としては、20年間以上、農地でないことを公的証明書で証明できる場合など、一定の基準に明確に合致する場合に限り証明することができます。

番号1 ...が所有する、大草北89番 台帳地目 畑 550㎡について、昭和61年建築の居宅1棟 142.43㎡を証明するもので、現地確認及び家屋課税証明書で非農地を確認しました。

以下3番まで、件数3件。田 360、畑 718㎡ 総面積 1,078㎡です。

つづきまして、議案書 29ページをお願いします。

報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。
件数は5件です。

番号1 ...在住の・・・から、舟津字柏瀬65番1 外5筆 田 178㎡ 畑 512㎡の相続の届出がされたので受理しました。

以下5番まで。田 178㎡ 畑 4,576㎡ 総面積 4,754㎡です。

議 長

報告は終わりました。質問等がありましたら発言してください。

【質問、意見なし】

議 長

その他、質問・意見等ありませんか。

議 長

他に、発言もないようですので、計58件の報告を完了します。
これもちまして、第10回小牧市農業委員会総会を終了します。

(午前11時00分)

上記の経過、要領及び結果を証するため議事録署名者において署名押印する。

平成29年9月28日

小 牧 市 農 業 委 員 会

会 長

委 員

委 員